

株式会社レゾナック「川崎事業所(扇町地区)火力発電設備リプレイス計画(仮) 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和6年9月19日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「川崎事業所(扇町地区)火力発電設備リプレイス計画(仮) 計画段階環境配慮書」について、株式会社レゾナックに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 神奈川県川崎市
- ・原動力の種類 : ガスタービン及び汽力
- ・出力 : 171,520kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和6年 7月 4日
環境大臣意見受理	令和6年 9月13日
経済産業大臣意見	令和6年 9月19日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742(直通)

1. 総論

- (1) 2024 年度内の改訂を目途に、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月閣議決定）やエネルギー基本計画（令和 3 年 10 月閣議決定）等の見直しに関する議論がなされている。当該改訂に関する議論を注視し、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を検討し、方法書以降の手続において適切に示すこと。
- (2) 既設発電所の稼働による環境影響を把握し、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、事業特性を踏まえた科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を実施し、予測及び評価を行った上で環境保全措置の検討を行うこと。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (3) 本事業の実施に当たっては、今後の電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の検討や、最新技術の開発・社会実装の動向を注視し、事業者として 2030 年度において更なる温室効果ガス削減への貢献を目指すとともに、2035 年までの電力部門の完全又は大宗の脱炭素化という G7 共同声明も踏まえ、我が国における 2050 年カーボンニュートラルの実現という目標との整合性が図られるよう、2050 年に向けた本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組として、具体的な方策や行程を早期に確立し、実行に移すこと。その際、2050 年に向けて、本事業に係る二酸化炭素排出削減の取組の道筋が、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃ 高い水準までのものに制限すること（以下「1.5℃目標」という。）と整合する形で描けない場合には、稼働抑制や休廃止等を計画的に実施することも含め、あらゆる選択肢を勘案して検討すること。
- (4) 我が国における温室効果ガスの削減に係る中期削減目標の達成に向けては、事業者として足元の温室効果ガス削減に取り組むことが重要であり、株式会社レゾナックが公表した「GHG 排出量削減ロードマップ」を踏まえ、省エネや高効率化の徹底、燃料転換（ガス化、再生可能エネルギーの活用）等の取組を進めること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

我が国における温室効果ガス削減に係る中期目標及び 2050 年カーボンニュートラルの実現という目標との整合性が図られるよう、本事業について、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 社会的な透明性を確保しつつ、運転開始後の運転計画や維持管理計画等を適切に講じ、高い発電効率を発揮し続けること。
- ② 水素等の脱炭素燃料の導入に当たっては、発電所稼働時に二酸化炭素を排出しないことのみに着目せず、燃料の製造や輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、サプライチェーン全体にわたる温室効果ガス排出量を適切に削減していくこと。
- ③ 火力発電を巡る環境保全に係る国内外の状況を十分認識し、脱炭素燃料の混焼率の拡大・専焼運転への移行や、CCUS/カーボンリサイクル等の火力発電の脱炭素化に向けた技術の導入を、技術・サプライチェーン・制度の整備状況を踏まえ、1.5°C目標と整合する形で可能な限り早期に進め、ロックイン効果を創出することなく 2050 年までの脱炭素電源の実現を目指すこと。

(2) 大気環境

事業実施想定区域周辺は、大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在することから、現状よりも大気環境に対する影響を低減できるよう、以下を始めとする事項に取り組むこと。

- ① 継続的な大気環境の改善に向け、地元地方公共団体と密に連携し、周辺住民への丁寧な説明と理解促進に努めるとともに、本発電所での発電に当たっての排煙脱硝装置の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。
- ② 本発電設備の稼働に伴う大気質への影響をできる限り低減するため、今後、地元地方公共団体と協議の上、公害防止協定等が締結される場合にはそれを遵守するよう、最良の技術による環境対策設備を採用し、施設の適切な維持管理を図ること。
- ③ 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM_{2.5}）の二次生成に係る予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要に応じて調査、影響の予測及び評価並びに

環境保全措置を検討すること。

- ④ 脱炭素燃料の混焼率の向上や専焼運転への移行を図る際には、例えば窒素酸化物等、温室効果ガス以外の環境影響についても調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、燃料転換により生じるおそれのある影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。